

鳥取県告示第 731 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷東側1の1、1の7、1の8、3の2、4の1、4の4、5、9の1、9の3、9の5、9の6、9の8、9の14、10の1、11から13まで、14の1、14の2、15、16、字才谷西側21の1、22、23の1、25の1、27の1、28の1、29、30、39の1、39の13、43、44、字向山北側45の1、45の2、45の15、48、56の1、56の4、57の1、58、59の1(次の図に示す部分に限る。)、59の2、60の1(次の図に示す部分に限る。)、61の1、62の1、64の1、字向山133の1、134の1、135の1、136の1(次の図に示す部分に限る。)、137の1、137の2、138の1、139の3、139の4、139の6、143の1、144の7、145の1、145の2、146、147の3(次の図に示す部分に限る。)、字牛飼198の1、198の2、201の1、202、205の1、206、207の1、210の1、211、字金山219の1、219の2(次の図に示す部分に限る。)、220の1、220の2、221の1、221の2、222、230、233、字天峯234、235の2、236の3、237、238の2、239、240、241の1、242、243、245の1、246の1から246の3まで、247の1から247の6まで、字網代坂通り248の1、249から251まで、252の1、253、254、255の1、255の2、256、257の1、260、261の1、261の3、字大田山265、266、271の1(次の図に示す部分に限る。)、字白山562から564まで、566の1、567の1、568の1、568の2、字蹴落570の1、571の1・572の1・573の1・574の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、576の1、577、578、579・580(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、581、字城原583の1・612の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、615の1、628、字鴨ヶ磯632、633、637(次の図に示す部分に限る。)、639、640(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷東側18の4から18の6まで、20の1、20の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）